

檜葉町太陽光発電設備の適正な設置に関するガイドラインの概要

目的（第1条）

- ・住民への周知説明、災害の防止、景観や生活環境への配慮
- ・事業者による適正な設置や管理

対象（第2条）

- ・設 備 土地に自立して設置される事業用の太陽光発電設備で、出力10キロワット以上のもの
(建物の屋根、屋上等に設置されるものは対象外とする)
- ・事業者 上記施設を設置する者、発電事業者

事前協議（第4条）

- ・事業者は、地元行政区および近隣関係者への説明会等を行う前に、関係法令について、町その他の関係行政機関等と事前協議および必要な手続きを行うものとする。
- ・手続き状況は、太陽光発電設備の設置に係る関係法令手続状況調書（様式第1号）として町長に提出するものとする。

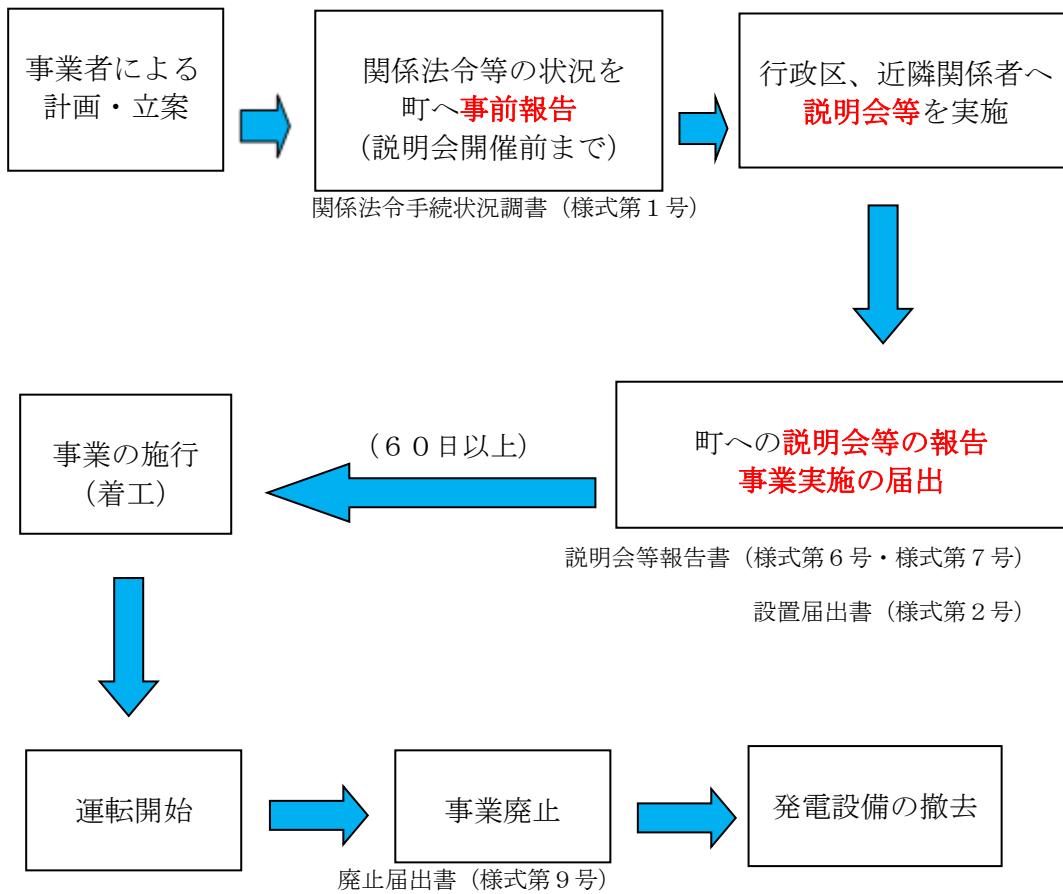
説明会等の実施（第5条）

- ・事業者は説明会等を行わなければならない。
- ・行政区、近隣関係者の理解を得るよう努める。
- ・説明会等の対象
 - 行政区 事業区域が所在する区域に係るもの
 - 近隣関係者 事業区域の境界から100m以内の土地・家屋の所有者等

事業の届出（第6条）

- ・事業に着手しようとする日の60日前までに、町長に届け出なければならない。
新規設置の場合 太陽光発電設備に係る設置届出書（様式第2号）ほか関係書類
- ・次に該当する場合は、速やかに町長へ届け出なければならない。
変更（中止）の場合 太陽光発電設備変更（中止）届出書（様式第8号）
設備を廃止する場合 太陽光発電設備廃止届出書（様式第9号）

事業実施のフロー



事業者が遵守すべき事項（第7条）

- (1) 雨水等による土砂・汚泥の流出及び水害等の災害防止
 - ア 土地の形質変更は最小限にとどめること。
 - イ 雨水を敷地内で処理できる対策をとること。
 - ウ 土砂の流出を防止する対策をとること。
- (2) 景観への配慮
 - ア 豊かな自然景観や由緒ある歴史景観などを阻害しないよう、発電設備の設置位置などに配慮すること。
 - イ 太陽光モジュールは低反射のものを使用するなど、周囲の景観との調和を考慮すること。

(3) 生活環境への配慮

ア 住宅地に隣接する場所に発電設備を設置する場合は、圧迫感、騒音、熱、反射光等に配慮して、植栽を設けて遮蔽や敷地境界から後退させるなどの対策をとること。

なお、太陽光発電から生じる反射光は、パネルの設置の仕方によっては、近接する建物や施設等に、季節や時間帯に伴い、一時的に反射光が差す場合もある。そのため、設置場所の周辺に住宅、学校、病院等の建物や施設等が周囲にないか事前確認するとともに、影響が懸念される場合は、反射光のシミュレーションを行い、反射光の影響が生じないよう対策を取ること。

イ 道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、道路の見通しの妨げにならないよう敷地境界から後退させるなどの対策をとること。

(4) 敷地内への立入防止対策

敷地内に事業関係者以外のものが容易に立ち入ることがないよう、フェンスを設置するなどの安全対策をとること。

(5) 管理看板の設置

発電設備において、火災や土砂流出等が発生した場合又は周辺に緊急事態が起こった場合など、事業者に連絡を取ることができるよう、発電設備の名称、設置場所の住所、発電設備の発電出力、事業者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見えやすい場所に設置すること。

(6) 苦情への対応

発電施設の稼働に起因して発生した苦情に対しては、迅速かつ誠実に対応すること。

(7) 発電設備敷地内の維持管理

敷地内から周辺環境への影響がないよう除草や清掃を行うこと。

(8) 周辺農地の営農に支障が生じないための措置等

農地または農地に隣接し発電設備を設置する場合、周辺農地の営農に支障が生じないようにするとともに、事前に周辺農地の効率的な利用や農業用用排水施設の機能保全などについて、営農者等と協議を行うこと。

(9) 災害時の対応

ア 自然災害その他の事由により発電設備が破損するおそれが生じた場合、直ちに発電（運転）状況を確認した上で、可能な限り速やかに現地確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認すること。

イ 発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生する恐れがある場合又は発生した場合は町及び地域住民等へ速やかに連絡すること。

ウ 発電設備が破損した場合、被害を最小限にとどめるとともに、安全対策を講じた上で法令等に基づき復旧又は撤去を行うこと。

(10) 発電設備の廃止及び処分

発電設備の廃止及び処分に当たっては、発電事業開始から撤去等費用を積み立てる等、計画的な資金確保に努めるとともに、不法投棄や放置することなく速やかに撤去すること。また、撤去廃棄された発電設備は、原則「産業廃棄物」として取り扱われることから、関係法令に基づき、廃棄又はリサイクルなどの適正処理を実施すること。

(11) 土地の原状回復措置

撤去された土地について、地権者や地域住民等と原状回復に関する合意がある場合は、雨水等による土砂・汚泥の流出及び水害等の災害防止などの対策を講じた上で、原状回復措置を行うこと。

(12) 国等が策定したガイドライン

事業者は、上記（1）から（11）に掲げる規定のほか、別表2に掲げる国等が策定したガイドラインを参考に事業を行うこと。

なお、国等が策定したガイドラインは、継続的に内容の検討が行われており、適宜改訂等が行われるため、利用に際しては最新版を参照すること。